

目的別の施策の関係と懸念事項：歩行者事故

課題

対策の目的

1. 歩行者の安全対策

歩行者と自動車の事故を減らす

対策の着目点	対策メニュー	委員の懸念	技術検討チームの意見
自転車横断帯を横断する歩行者をなくす	1. 横断歩道橋の撤去、横断歩道の設置、信号現示の改良（歩行者用青時間を延長）	委員数：13 ・渋滞の悪化（自動車） ・いろいろな事故発生のおそれ（自動車） ・自動車との事故のおそれ（歩行者）	・以下のような渋滞の発生が予想される 朝ピーク北行 0.5km 1.0km 夕ピーク北行 0.6km 1.2km ・歩行者については、視認性の向上の一方で自動車との交錯が増加し、事故を誘発するおそれがある ・横断距離が長く児童や高齢者の横断安全性が課題となる
	29. 歩行者横断禁止（規制標識の設置）	委員数：4 ・不便になる（歩行者） ・逆に歩行者の横断を誘発する（歩行者） ・車椅子やお年寄りなど、歩道橋を使えない人がいる（歩行者）	・歩行者横断禁止の規制標識は単路部に設置するものであり、法令上、交差点への設置は困難である（そもそも横断禁止区間である）
対策の着目点	対策メニュー	委員の懸念	技術検討チームの意見
自動車の運転者の不注意を少なくする	30. マンション出入口の変更（本線流入箇所を派出所西側とする）	委員数：2 ・マンション以外の民家の出入りにも支障が出る（自動車） ・現状では無理	・道路管理者・河川管理者・マンション住民等との協議が必要となる
	31. マンション東側街路の北行一方通行北（本線流入箇所を交差点北側とする）	委員数：4 ・利便性が低下する（近隣住民） ・国道に出る道路が無く、行き止まりになる（近隣住民） ・国道へ出る道は私道であり、幅員も狭い（近隣住民） ・一方通行にするのは無理	・マンション住民等との協議が必要となる ・街路から国道に出る際に私有地を通過する必要があり、地権者との協議が必要となる ・マンション付近から南に行く場合、大きな迂回が必要となる

目的別の施策の関係と懸念事項：自転車事故

課題

対策の目的

2. 自転車の安全対策

自転車と自動車の事故を減らす

対策の着目点	対策メニュー	委員の懸念	技術検討チームの意見
自転車の不適切な横断を減らす	2. 自転車横断帯の前出し	委員数：6 ・直進車両との接触のおそれ（自転車） ・渋滞の悪化（自動車） ・左折滞留車と自転車の接触事故のおそれ（自動車）	・左折滞留車が交通に影響を与えるおそれがある ・左折車の滞留スペースを確保（5mセットバック）すると、南流入部および西流入部では前出しは困難である ・北流入部および東流入部では、それぞれ5～6m、約3mの前出しが可能である
	3. 自転車横断帯のカラー化	なし	・国道192号で横断歩道のカラー化を試験的に実施しているが、停止線が見にくいという地域の声がある ・本交差点だけでなく色は統一していくことが必要となる
	2.1. 信号現示の改良（自転車専用現示を新設）	委員数：4 ・渋滞の悪化（自動車） ・自転車につられて発進するおそれがある（自動車）	・以下のような渋滞の発生が予想される 朝ピーク南行 0.5km 1.5km 北行 0.5km 1.4km 西行 0.2km 1.2km 夕ピーク北行 0.6km 2km以上 その他 0.3～0.4km 0.8km前後
	2.4. 信号現示の改良（東西青丸の時間を延長）	委員数：4 ・渋滞の悪化（自動車）	・以下のような渋滞の発生が予想される 朝ピーク北行 0.5km 1.0km 南行 0.5km 0.8km 夕ピーク北行 0.6km 1.5km
	2.6. 自転車用信号の待ち時間の表示	委員数：1 ・時間が来ると安全と思わせるのは危ない（自転車）	・待ち時間表示を行うことで、逆に信号が青になる前に横断する自転車が発生するおそれがある

対策の着目点	対策メニュー	委員の懸念	技術検討チームの意見
自動車の運転者の不注意を少なくする	9. 隅切り半径の縮小	委員数：4 ・渋滞の悪化（自動車） ・左折に時間がかかるようになる（自動車、自動二輪車） ・大型車による巻き込み事故発生のおそれ（自動車、自動二輪車） ・大型車の左折時に交通事情が悪化する（自動車） ・交差点内にはみ出し、危険が増す（自転車） ・危険性が增大する	・左折滞留車が交通に影響を与えるおそれがある ・車両走行軌跡により、南西隅切り部については、現状でセミトレーラーが左折できない状況であり、普通自動車（大型トラック）でも、隅切り半径の縮小を行うことはできない ・他の3箇所については、2～3mの隅切りが可能
	12. 道路照明の設置	なし	
	13. 自発光式道路紙の設置 [自転車横断帯]	委員数：3 ・停止線と勘違いするおそれがある（自動車） ・何の表示が分からず、危険が増す（自動車） ・年数が経つと消えるおそれがある	・ドライバーが停止線と見間違えるおそれがある ・わだち掘れが生じたときに騒音・振動が発生する（維持管理の問題） ・設置事例がない新たな提案であり、道路管理者、交通管理者との協議が必要
	14. 注意喚起電光板の設置 [歩行者・自転車]	委員数：2 ・効果が低い（自動車）	・逆に注意力の低下を招かないよう、簡潔でわかりやすい内容とするとともに、表示のタイミングに留意する（例：赤信号時のみ表示）必要がある
	15. 注意喚起看板・路面標示の設置 [歩行者・自転車]	委員数：3 ・スリップのおそれ（自動車） ・見にくい（自動車） ・行き先や方向以外は意味がない（自動車）	・逆に注意力の低下を招かないよう、簡潔でわかりやすい内容とする必要がある（標示が多いと効果が薄れる恐れ）
	30. マンション出入口の変更 (本線流入箇所を派出所西側とする)	委員数：2 ・マンション以外の民家の出入りにも支障が出る（自動車） ・現状では無理	・河川管理者・マンション住民等との協議が必要となる
	31. マンション東側街路の北行一方通行北 (本線流入箇所を交差点北側とする)	委員数：4 ・利便性が低下する（近隣住民） ・国道に出る道路が無く、行き止まりになる（近隣住民） ・国道へ出る道は私道であり、幅員も狭い（近隣住民）あ ・一方通行にするのは無理	・マンション住民等との協議が必要となる ・街路から国道に出る際に私有地を通過する必要があり、地権者との協議が必要となる ・マンション付近から南に行く場合、大きな迂回が必要となる
	32. 遮蔽物の撤去 [マンション出入口]	委員数：1 ・子供の遊び場の保護のためのもの	・マンション住民等との協議が必要となる
	33. 道路反射鏡（カーブミラー）の設置 [マンション出入口]	委員数：3 ・カーブミラーに気を取られる（自動車） ・カーブミラーの目的が分からない（自動車） ・カーブミラーを設置するような場所でない	
	34. 歩道・車道の区分の明確化 [マンション出入口]	なし	
	35. 一時停止標識・横断歩道・路面表示の設置 [マンション出入口]	委員数：4 ・一時停止標識が交通妨害をおこす（自動車） ・国道より右折し本道に入る車の妨害になるおそれがある（自動車） ・通行の障害になる（自動車） ・この道路の南進を認める以上、混乱は避けられない（自動車） ・通行の障害になる（歩行者）	

目的別の施策の関係と懸念事項：追突事故

課題

対策の目的

- 3. 交差点南流入部の安全対策
- 4. 交差点北流入部の安全対策
- 5. 交差点西流入部の安全対策
- 6. 交差点東流入部の安全対策

追突事故を減らす

対策の着目点	対策メニュー	委員の懸念	技術検討チームの意見
急な減速が起こらないようにする	19. 補助標識「時差式信号」の設置 [県道西流入部]	委員数：1 ・変えると危険（交差点利用者）	
	20. 信号現示の改良（隣接する交差点の信号の連携を改善）	委員数：1 ・西・東行き車が勘違いしやすく、危険（自動車）	・現地再確認の結果、現況でこのような状況は発生していない
	23. 信号現示の改良（青丸と青矢印の間の赤信号を解消）	委員数：4 ・渋滞の悪化（自動車）	・以下のような渋滞の発生が予想される 朝ピーク南行 0.5km 0.8km 西行 0.2km 0.4km
	36. 沿道施設入口の移設・集約 [国道11号北流入部]	委員数：4 ・客足が減るなど営業上の支障になる（近隣事業者） ・出入り口が減り、出入りしにくくなる（近隣事業者） ・同意が得られるのか（近隣事業者） ・危険が増大する	・沿道事業者・地権者との協議が必要となる
交差点進入時の自動車の速度を落とす	5. 減速マーキングの設置 [国道11号]	委員数：1 ・効果が低い（自動車）	・スピードがでる区間に設置することが有効である
	6. 段差舗装の設置 [国道11号]	委員数：5 ・騒音の発生（近隣住民） ・段差による危険性の増大（自動二輪車） ・振動による体への負担や走行の不安定化（自動車）	・車両通過時に騒音・振動が発生する（特に病院があり注意が必要） ・二輪車の走行状態が不安定となり、事故を誘発するおそれがある
	7. 路面舗装のカラー化	委員数：1 ・効果が低い（自動車）	・国道192号で横断歩道のカラー化を試験的に実施しているが、停止線が見にくいという地域の声がある ・本交差点だけでなく色は統一していくことが必要となる
	8. 速度警告表示板の設置 [国道11号]	委員数：4 ・効果が低い（自動車） ・表示に目が奪われ、周囲に目がいかなくなり危険（自動車）	・案内標識・規制標識と速度警告表示板が連続することによる注意力の低下が生じるおそれがある
流れを乱す車線変更を減らす	10. 右折専用車線の延伸 [国道11号南流入部]	委員数：4 ・渋滞の悪化（自動車） ・効果が低い（自動車） ・直進距離が長くなることで、交差点進入速度が増し危険（自動車）	・現況の右折滞留長は70mであるが、夕ピーク等の交通量に基づくと90mの右折滞留長が必要である
	28. 進路変更禁止（黄線）区間の延長、リブ付き高輝度区画線の設置	委員数：4 ・現状になれた人には危険（自動車） ・行き先案内が見える範囲内にしないと、無理な車線変更を行い危険（自動車） ・黄色い線はよけいに焦らせて危険（自動車） ・効果が低い（自動車）	・自動車が区画線を踏んだときに騒音が発生する（特に病院があり注意が必要） ・二輪車の走行状態が不安定となり、事故を誘発するおそれがある
運転者の注意を喚起する	16. 注意喚起電光板の設置 [自動車]	委員数：3 ・効果が低い（自動車）	・逆に注意力の低下を招かないよう、簡潔でわかりやすい内容とする必要がある
	17. 注意喚起看板・路面表示の設置 [自動車]	委員数：3 ・文字は分かりにくく、危険の本（自動車） ・表示に気を取られ、周囲に目がいかなくなる（自動車）	・路面表示については、雨天時に滑りやすく事故を誘発するおそれがある ・逆に注意力の低下を招かないよう、簡潔でわかりやすい内容とする必要がある
	18. 案内・予告標識の見直し・移設 [国道11号南流入部]	委員数：4 ・逆に分かりにくくなる（自動車） ・文字が小さくなるため、看板に気を取られ追突事故等発生のおそれがある（自動車） ・大型車両のブラインドになる（自動車）	

目的別の施策の関係と懸念事項：出会頭事故・右折時事故

課題

対策の目的

- 3．交差点南流入部の安全対策
- 4．交差点北流入部の安全対策
- 5．交差点西流入部の安全対策
- 6．交差点東流入部の安全対策
- 7．右折車の安全対策（国道北～県道西）
- 8．右折車の安全対策（国道南～市道東）
- その他 右折車の安全対策（県道西～国道南）
- その他 右折車の安全対策（市道東～国道北）

出会頭事故、右折時事故を減らす

対策の着目点	対策メニュー	委員の懸念	技術検討チームの意見
不適切な交差点への進入・交差点内進行を少なくする	4．導流標示・指導線の設置	委員数：4 ・効果が低い（自動車） ・信号内の事業所から車が出せない（近隣事業者） ・変化による危険の増大（交差点利用者）	・東西流入交通に対して実施するためには、東西流入部の進行方向別通行区分の指定・変更（改善メニュー「11」）が必要
	11．進行方向別通行区分の指定・変更（右折車線の1車線化）	委員数：4 ・渋滞の悪化（自動車） ・左折車の滞留が発生（自動車） ・右左折が難しくなる（バス）	・以下のような渋滞の発生が予想される 朝ピーク東行 0.3km 0.6km 夕ピーク東行 0.4km 1.1km
	20．信号現示の改良（隣接する交差点の信号の連携を改善）	委員数：1 ・西 東行き車が間違えやすく、危険（自動車）	・現地再確認の結果、現況でこのような状況は発生していない
	22．信号現示の改良（青丸を廃止して右折と直進を分離）	委員数：4 ・渋滞の悪化（自動車） ・信号に戸惑う人が出てくる（交差点利用者）	・南北信号で右折と直進を分離した場合、以下のような渋滞の発生が予想される 朝ピーク南行 0.5km 1.8km 東行 0.3km 0.6km 西行 0.2km 0.4km ・東西からの右折と直進を分離するためには、東西流入部の進行方向別通行区分の指定・変更（改善メニュー「11」）が必要 ・東西信号で右折と直進を分離した場合、以下のような渋滞の発生が予想される 朝ピーク西行 0.2km 1.5km 東行 0.3km 1.3km 夕ピーク東行 0.4km 1.5km 北行 0.6km 1.1km
	23．信号現示の改良（青丸と青矢印の間の赤信号を解消）	委員数：4 ・渋滞の悪化（自動車）	・以下のような渋滞の発生が予想される 朝ピーク南行 0.5km 0.8km 西行 0.2km 0.4km
	24．信号現示の改良（青矢印や東西青丸の時間を延長）	委員数：4 ・渋滞の悪化（自動車）	・以下のような渋滞の発生が予想される 朝ピーク北行 0.5km 1.0km 南行 0.5km 0.8km 夕ピーク北行 0.6km 1.5km
	25．信号現示の改良（黄信号および赤信号の時間を延長）	委員数：5 ・渋滞の悪化（自動車） ・信号の変わり目に突っ込んでくる自動車が増え、危険（自動車）	・以下のような渋滞の発生が予想される 朝ピーク北行 0.5km 0.6km 東行 0.3km 0.5km 夕ピーク北行 0.6km 0.7km 東行 0.4km 0.6km
	27．転回禁止（規制標識の設置）	委員数：3 ・鳴門方面へいけなくなる（近隣事業者） ・今の道路状況では無理（自動車）	・交差点北東側から北に向かう場合、大きな迂回が必要となる

目的別の施策の関係と懸念事項：左折時（二輪車）事故

課題

対策の目的

4．交差点北流入部の安全対策

左折時の二輪車事故を減らす

対策の着目点	対策メニュー	委員の懸念	技術検討チームの意見
二輪車を遮って路外へ出入りする自動車を減らす	36．沿道施設入口の移設・集約 [国道11号北流入部]	委員数：4 ・客足が減るなど営業上の支障になる（近隣事業者） ・出入口が減り、出入りしにくくなる（近隣事業者） ・同意が得られるのか（近隣事業者） ・危険が増大する	・沿道事業者・地権者との協議が必要となる
	38．路肩幅員の縮小 [国道11号北流入部]	委員数：5 ・効果が低く、危険が増大する（自動二輪車） ・縮小により危険が増す（無理なすり抜けなど）（自動二輪車） ・路肩表示に関係なく走るものはいる（自動二輪車） ・オートバイと自転車の事故が増える（自転車）	・視線誘導を兼ねているため、引くことが望ましい

対策の着目点	対策メニュー	委員の懸念	技術検討チームの意見
自動車の運転者の注意を喚起する	17．注意喚起看板・路面表示の設置 [自動車]	委員数：3 ・文字は分かりにくく、危険の基（自動車） ・表示に気を取られ、周囲に目がいなくなる（自動車）	・路面表示については、雨天時に滑りやすく事故を誘発するおそれがある ・逆に注意力の低下を招かないよう、簡潔でわかりやすい内容とする必要がある
	37．駐車場出入口のカラー化 [国道11号北流入部]	委員数：2 ・減速による渋滞（自動車）	・民間施設に出入りする者に限定される標示は前例がなく、道路管理者、交通管理者と協議が必要